

T O B 期間の政省令案

制度調査部
横山 淳

金融商品取引法シリーズ-32

【要約】

- 2006 年 9 月 13 日、金融庁は T O B、大量保有報告制度の見直しについての政省令案を公表した。
- 政省令案の中では、T O B 期間の細目についても定められている。
- 具体的には、T O B 期間の制限が従来の実日数ベースから営業日ベースに変更される。

はじめに（T O B、大量保有報告制度見直しの政省令案）

- 2006 年 9 月 13 日、金融庁は「証券取引法等の一部改正に伴う証券取引法施行令の改正案」（以下、政省令案）を公表した¹。これは、去る 6 月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」（以下、改正法）による公開買付制度・大量保有報告制度の見直しについての細目を定めるものである。
- 本稿では、このうち T O B 期間の細目について紹介する。

1．T O B 期間の見直し ～ 営業日ベースに

- 今回の政省令案では、T O B 期間の制限が実日数ベースから、営業日ベースに変更されている（証券取引法施行令 8 ）。
- 具体的には、T O B 期間は次のようになる。

現行		改正案
20 日 ～ 60 日の範囲内	⇒	20 営業日 ～ 60 営業日の範囲内

- 実日数ベースから営業日ベースとなることによって、T O B 期間は実質的に伸長されることとなる。

¹ 原文は、金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20060913-1.html>）に掲載されている。なお、金融庁では公表した政省令案について 2006 年 10 月 13 日まで広く意見を募集することとしている。

２．ＴＯＢの対象会社によるＴＯＢ期間延長請求

(1)概要

- 改正法の下では、ＴＯＢの対象会社は公開買付者に対して、ＴＯＢ期間の延長請求を行うことが認められるようになった。
- その際の手続は、概ね次のようになる（証券取引法 27 の 10 ）。

「意見表明報告書」を通じて期間延長を請求する旨及びその理由を明らかにする。

「期間延長請求公告」を行う。

- 適切な要件を充たした期間延長請求が行われれば、公開買付者はそれに応じなければならない（証券取引法 27 の 10 ）。

(2)ＴＯＢ期間延長請求の要件

- ＴＯＢの対象会社が期間延長請求を行うことができる要件は、次のように整理できる。

(a)公開買付者が予定するＴＯＢ期間が一定期間よりも短い。

(b)請求によって延長されたＴＯＢ期間が一定の範囲内である。

(c)ＴＯＢの期間延長請求を行う理由を明示している。

- 今回の政省令案によって、上記(a)と(b)についての具体的な基準が明らかにされている。

- 即ち、(a)については「（ＴＯＢ期間が）30 営業日未満に設定された場合」、(b)については「（変更後のＴＯＢ期間が）30 営業日」とされている（証券取引法施行令案 9 の 3 ）。

(3)意見表明報告書の記載事項

- 前述のように、ＴＯＢ期間の延長請求は、「意見表明報告書」を通じて行うこととされている。
- その具体的な記載事項について政省令案では、「８．【公開買付期間の延長請求】」の欄に、次のように記載することとしている（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令案（以下、公開買付府令案） 第四号様式）。

（期間を延長することを請求する場合）

- その旨
- 延長後の期間が 30 営業日となる旨
- 延長後の期間の末日
- 延長請求する理由（具体的に記載）

（請求しない場合）

- 「該当事項なし」と記載

(4) 期間延長請求公告の方法・記載事項

- 前述のように、T O B の対象会社が、「意見表明報告書」を通じて T O B の期間延長請求を行った場合、対象会社は「期間延長請求公告」もしなければならない。
- 具体的には、「意見表明報告書」に T O B 期間の延長を請求する旨を記載した場合、「意見表明報告書」の提出期限（政省令案では T O B 開始公告から 10 営業日）の翌日までに所定の事項を公告することが義務付けられる（証券取引法 27 の 10 ）。
- 政省令案では、「期間延長請求公告」の公告方法について、基本的に T O B 開始公告と同様としている。即ち、次のいずれかによるものとされている（証券取引法施行令案 9 の 3 、公開買付府令案 9 ）。

電子開示システム E D I N E T を用いた「電子公告」

2 以上の日刊新聞紙（全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙の場合は 1 以上）に掲載する方法

- 政省令案では、「期間延長請求公告」の記載事項に関しても、次のように定められている（公開買付府令案 25 の 2 ）。

T O B の対象者の名称、所在地

意見表明報告書に T O B 期間の延長請求をする旨の記載をした旨

延長後の T O B 期間が 30 営業日となる旨

延長後の T O B 期間の末日

T O B に関する次の事項

- 公開買付者の氏名・名称、住所・所在地
- 買付け等を行う株券等の種類

(5) 公開買付届出書の記載事項の変更

- T O B の対象会社による T O B 期間の延長請求制度が設けられたことから、政省令案では、公開買付者による公開買付届出書の記載内容にも変更が加えられている。
- 具体的には、次のような事項の記載が求められている（公開買付府令 第二号様式）。

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

（ T O B 期間が延長される可能性がある場合）

例えば「法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、公開買付対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は 30 営業日、公開買付期間は○月○日までとなります」など詳細に記載する。

（ T O B 期間が延長される可能性がない場合）

「該当事項なし」

【期間延長の確認連絡先】

期間延長の有無、延長後の公開買付期間の末日等を問い合わせる場合の連絡先、確認受付時間等を記載する。

3 . 施行日

- 上記の政省令案については、2006 年 11 月中の施行が予定されている。